

## 静岡県告示第149号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和7年3月7日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第12条の31第1号

### 2 指定区域

静岡県御前崎市宮内字苗代698番1、700番1、701番1 以上3筆